

○近畿地方整備局告示第141号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年8月28日

近畿地方整備局長 山田 邦博

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県道御坊由良線改築工事（和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分地内から同町大字和田字西村地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分及び字西村地内
- 2 使用の部分 和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分及び字西村地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分地内から同町大字和田字西村地内までの延長263mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道御坊由良線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道御坊由良線改築工事」（以下「本体事業」と

いう。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道御坊由良線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県御坊市湯川町小松原字南早雲坪地内の一般国道42号との接続点を起点とし、日高郡美浜町、同郡日高町を経て同郡由良町衣奈地内の県道御坊湯浅線との接続点を終点とする延長約39kmの主要幹線道路であり、一般国道42号や県道柏御坊線等と接続し、御坊市、美浜町、日高町(以下「日高郡西部」という。)を有機的に結び、沿線地域の連携強化、経済、産業の振興に寄与する重要な路線である。

また、本路線は、和歌山県防災会議が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき策定した「地域防災計画」により緊急輸送道路に位置づけられており、一般国道42号と併走する本路線は、一般国道42号が路面冠水等により通行規制が行われた場合、県道柏御坊線と一体となって一般国道42号の代替機能を果たす重要な路線でもある。

しかしながら、本路線のうち和歌山県日高郡美浜町大字和田字西分

地内から同町大字和田字西村地内の延長263mの区間の現道（以下「現道」という。）は、御坊市方面の上り車線側が2車線から1車線に絞られ、未整備のまま残されている区間（以下「当該区間」という。）が存在し、当該区間は最小車道幅員が3.2mと狭小であるため、大型車はもちろん普通車同士のすれ違いも困難な状況にある。また、当該区間は、車線数減少による接触事故等が多発している。さらに、現道は、町立和田小学校の通学路に指定されているが、当該区間においては歩道等も未整備であるため、通学児童等は路肩通行を余儀なくされるなど、危険な状況となっている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良い2車線道路が整備されるため、車両等の安全かつ円滑な通行が確保されること及び交通事故の抑制にもつながることから、本路線の主要幹線道路としての機能向上が図られることとなる。

また、本件区間において2車線道路の連続性が確保されることで日高郡西部の南北軸が強化されるため、緊急輸送道路としての機能や救急搬送路としての機能が向上するとともに、一般国道42号が被災した際の代替路線としても機能するなど、日高郡西部の道路ネットワークが強化されることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、起業者が任意で、騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、全ての項目において環境基準等を満たすものと予測されている。

また、本件事業により改変される本件区間内の土地における、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び和歌山県の地域性、特殊性

を明確化して貴重な野生生物等選定委員会が選定した「保全上重要なわかやまの自然－和歌山県レッドデータブック」における絶滅危惧、準絶滅危惧種等については、改変区域内には存在しない。

なお、本件区間内には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存するが、当該遺跡については、和歌山県教育委員会と協議を行い、その保護については十分に留意し事業を進めている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、車両等の安全かつ円滑な通行の確保及び交通事故の抑制を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づき、現道拡幅方式により2車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、西側拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、東側拡幅案及び両側拡幅案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積は3案中最も多くなるものの、支障物件が最も少なく地域住民に与える影響が最も小さいこと、改良済みの道路線形と直線で結ばれるため走行性が最も優れていること、全体事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な

利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当該区間は、歩行者等が危険にさらされ、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全を確保し、円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、美浜町長等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県美浜町役場